

さいたま市告示第1507-2号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和8年9月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フードガーデン大宮日進店

所 在 地 さいたま市北区日進町二丁1059番1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社与野フードセンター

代 表 者 代表取締役 宮崎 和美

住 所 さいたま市中央区大字下落1027番地

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社与野フードセンター

代表取締役 井原 實

さいたま市中央区大字下落1027番地

（変更後）株式会社与野フードセンター

代表取締役 宮崎 和美

さいたま市中央区大字下落1027番地

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）別表「小売業者一覧（変更前）」のとおり

（変更後）別表「小売業者一覧（変更後）」のとおり

(4) 変更の年月日

ア 代表者変更：令和4年8月1日、所在地変更：令和8年7月22日

イ 別表「小売業者一覧表（変更前）」及び「小売業者一覧表（変更後）」参照

(5) 変更する理由

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名の変更及び所在地の誤記による。

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名の変更及び所在地の変更による。

2 届出年月日

令和8年9月8日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和8年9月18日から令和9年1月18日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

届出及び添付書類は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できます。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/002/010/008/p129901.html>

トップページ > 事業者向けの情報 > 環境・産業・企業立地 > 産業支援 > 大規模小売店舗立地法 >

令和８年度大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要（法第６条第１項受理分）

- ５ この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和８年９月１８日から令和９年１月１８日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 ３３０－９５８８

住所 さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号

電話 ０４８（８２９）１３６４

FAX ０４８（８２９）１９４４

別表「小売業者一覧表（変更前）」

No.	小売業者の名称	代表者氏名	住所	屋号	主として販売する 物品	変更内容	変更日	備考
1	株式会社 与野フードセンター	井原 實	さいたま市中央区 下落合 1027 番地	フードガーデン	食料品・生活用品	①代表者氏名 ②住所	①令和4年8月1日 ②令和8年7月22日	
2	株式会社 サンドラッグ	才津 達郎	東京都府中市若松町 一丁目 38 番地の 1	サンドラッグ	医薬品	①代表者氏名	①令和元年5月1日	

別表「小売業者一覧表（変更後）」

No.	小売業者の名称	代表者氏名	住所	屋号	主として販売する 物品	変更内容	変更日	備考
1	株式会社 与野フードセンター	宮崎 和美	さいたま市中央区 大字下落合 1027 番地	フードガーデン	食料品・生活用品	①代表者氏名 ②住所	①令和4年8月1日 ②令和8年7月22日	
2	株式会社 サンドラッグ	貞方 宏司	東京都府中市若松町 一丁目 38 番地の 1	サンドラッグ	医薬品	①代表者氏名	①令和元年5月1日	